

(仮称)旧八間堀川樋管管理委託契約書

河川管理者茨城県石下土木事務所長（以下「甲」という。）と八間堀川沿岸土地改良区理事長（以下「乙」という。）とは、河川法（昭和39年法律第167号）第99条の規定に基づき、一級河川新八間堀川に係る（仮称）旧八間堀川樋管（以下「樋管」という。）の維持及び操作（以下「管理等」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事務の内容)

第1条 甲は、樋管の管理等を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2 前項の樋管の位置及び構造は、次のとおりとする。

位 置	構 造
水海道橋本町地先	別添「概要書」のとおり

(委託事務の実施)

第2条 乙は、樋管の管理等を実施するに当たっては、別添の「（仮称）旧八間堀川樋管操作要領」に従い行わなければならない。
2 前項のほか、甲は、河川管理上必要があると認めるときは、乙に対し必要な指示をすることができる。

(委託期間)

第3条 委託期間は、この契約の締結の日からとする。

(管理等の基本)

第4条 乙は、樋管が河川法第3条第2項に規定する河川管理施設であることにかんがみ、常に良好な状態において維持管理するとともに、適正な操作の確保に努めなければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、この契約に基づいて委託を受けた樋管について、当該施設の設置目的以外の目的に使用してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、この委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が直接管理することが困難であると認められ、かつ、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(施設の維持補修)

第7条 乙は、樋管について維持補修を要すると認めるときは、あらかじめ甲の承諾を得て必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該維持補修の措置に要する費用の負担については、甲と協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第8条 乙が、樋管の全部、又は一部を故意若しくは善良な管理者の注意義務を怠ったことによりき損し、又は滅失したときは、乙は、当該物件の原状回復の責めを負うものとし、その経費は甲に請求できないものとする。

(解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又はこの契約締結後、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、速やかに甲の指示により樋管を甲に返還しなければならない。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

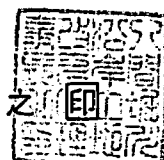
この契約書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年 12月 8日

甲 茨城県結城郡石下町新石下1317番地10
河川管理者
茨城県石下土木事務所長 野尻昭夫



乙 茨城県結城郡石下町新石下3639番地
八間堀川沿岸土地改良区
理事長 中山一



「別 添」

(仮称) 旧八間堀川樋管の概要

H12・10・31 石下土木事務所

- 1 工作物の名称及び種類 (仮称) 旧八間堀川樋管 (旧川締切樋管)
- 2 設置箇所 一級河川新八間堀川 (1.00Km付近、左岸)
水海道市橋本町地先 (石洗堰直上流)
- 3 事業費目 広域基幹河川改修事業により設置 (平成10年度着手)
- 4 完成年月日 平成12年10月31日
- 5 計画排水区域 別添の詳細設計報告書資料のとおり (旧河川流域)
- 6 構造諸元
計画流量 $Q = 5.00 \text{ m}^3 / \text{s}$ (計算値 $Q = 3.70 \text{ m}^3 / \text{s}$)
計画規模 $W = 1 / 10$
管体構造 RC構造1連BOX
管体断面 $W 4.00 \text{ m} * H 3.80 \text{ m} * L 14.75 \text{ m}$
基礎形式 直接基礎による柔構造
地盤改良 (DJM、 $D 1,000 \text{ mm} * 8.0 \text{ m}$)
門扉構造 鋼製ローラーゲート、後面4方ゴム水密式
 $W 4.20 \text{ m} * H 3.90 \text{ m}$ 、1門
(製造: 日東河川工業)
開閉機器 ラック式電動及び手動開閉機
(製品: 豊国工業)
開閉速度 $0.3 \text{ m} / \text{分}$
- 7 その他参考事項 特になし
- 8 添付書類 樋管詳細設計報告書 (設計図面含み) 1式
完成図書 (ゲート関係) 1式
操作手順・保守点検要領書 1式

旧八間堀川樋管操作要領（案）

○

○

目 次

第一章 総則（第一条、第二条）

第二章 樋管等の操作の方法等（第三条～第六条）

第三章 洪水警戒体制（第七条～第九条）

第四章 （第十条～第十三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 茨城県水海道市橋本地先利根川水系新八間堀川旧八間堀川樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第二条 旧八間堀川樋管のゲートの操作は、水海道排水機場（八間堀川沿岸土地改良区の管理施設で、以下「機場」という。）の操作と相まって新八間堀川の洪水が八間堀川への逆流を防止するとともに、八間堀川の流水を小貝川へ排水することにより、八間堀川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第二章 樋管の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第三条 石下土木事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の川裏側にある量水標において測定した八間堀川の水位（Y.P. 8. 99メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が3. 51メートルに達した場合、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

- 一 新八間堀川から八間堀川への逆流が始まるまでの間においては、樋管ゲートを全開しておくこと。
- 二 新八間堀川から八間堀川への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全開すること。
- 三 樋管のゲートを全開している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 四 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第四条 所長は、川裏水位が3. 51メートル未満のときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第五条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において前二条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第六条 所長は、樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一、操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二、気象及び水象の状況
- 三、操作したゲートの名称及び開度
- 四、操作の際に行った通知及び警告の状況
- 五、第五条に該当するときは、操作の理由
- 六、その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第七条 所長は次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 水戸地方気象台より大雨および洪水に関する注意報、又は警報が発せられたとき。
- 二 鬼怒水海道観測所の水位が指定水位を越える恐れのあるとき。
- 三 その他洪水が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第八条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第九条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第十条 所長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、毎月1回以上、所長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第十一条 所長は、新八間堀川水位及びその他樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(日報等)

第十二条 樋管の管理に関する事項については、所長の定めるところにより、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(所長への委任)

第十三条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附則

この操作要領は、平成12年12月 日から施行する。

八間堀川排水樋管

1) 操作水位

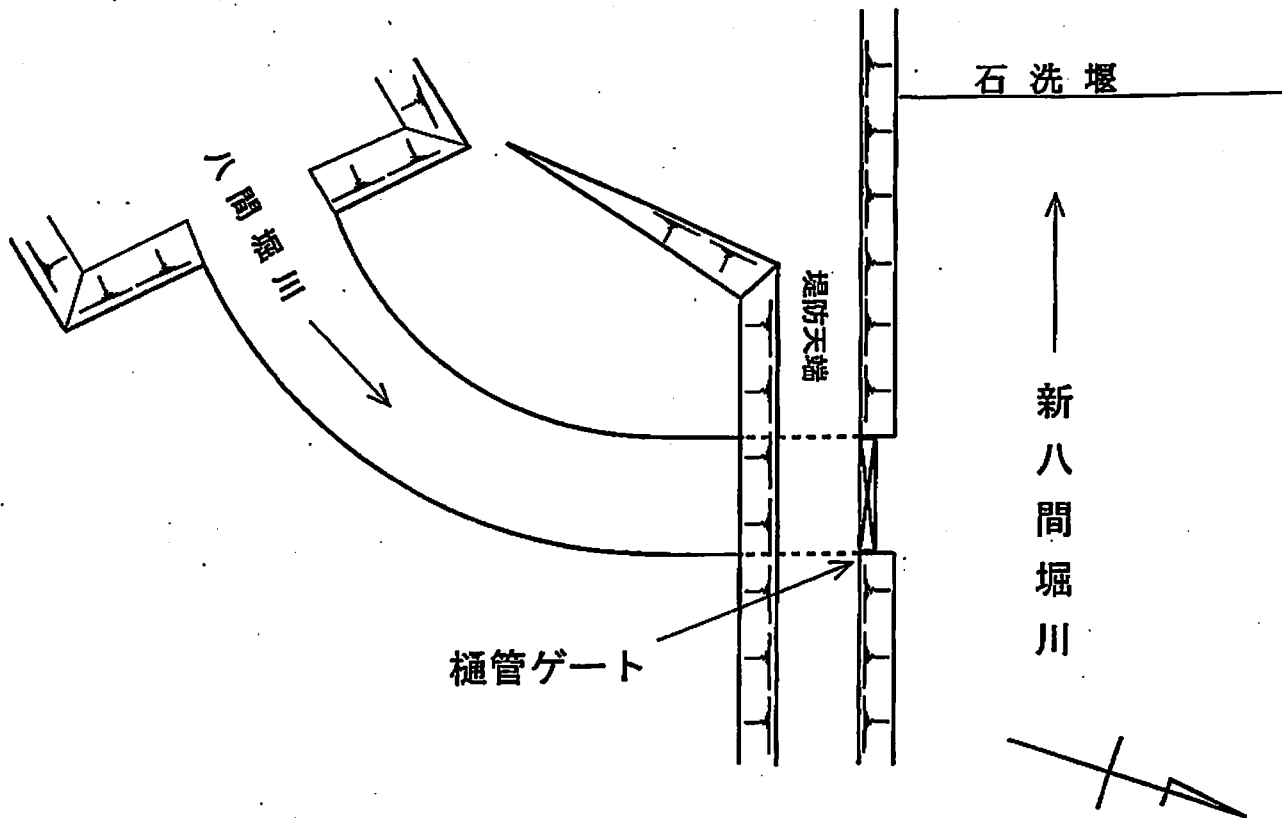
○操作水位 3.51m (Y. P. +12.50m)

八間堀川の計画高水位 (H. W. L) である Y. P. +12.50m 以上においては、樋管ゲートを全閉の操作とする。ただし、新八間堀川 (川表水位) が八間堀川 (川裏水位) よりも低い場合は全開する。

量水標の0点高が Y. P. +8.99m より

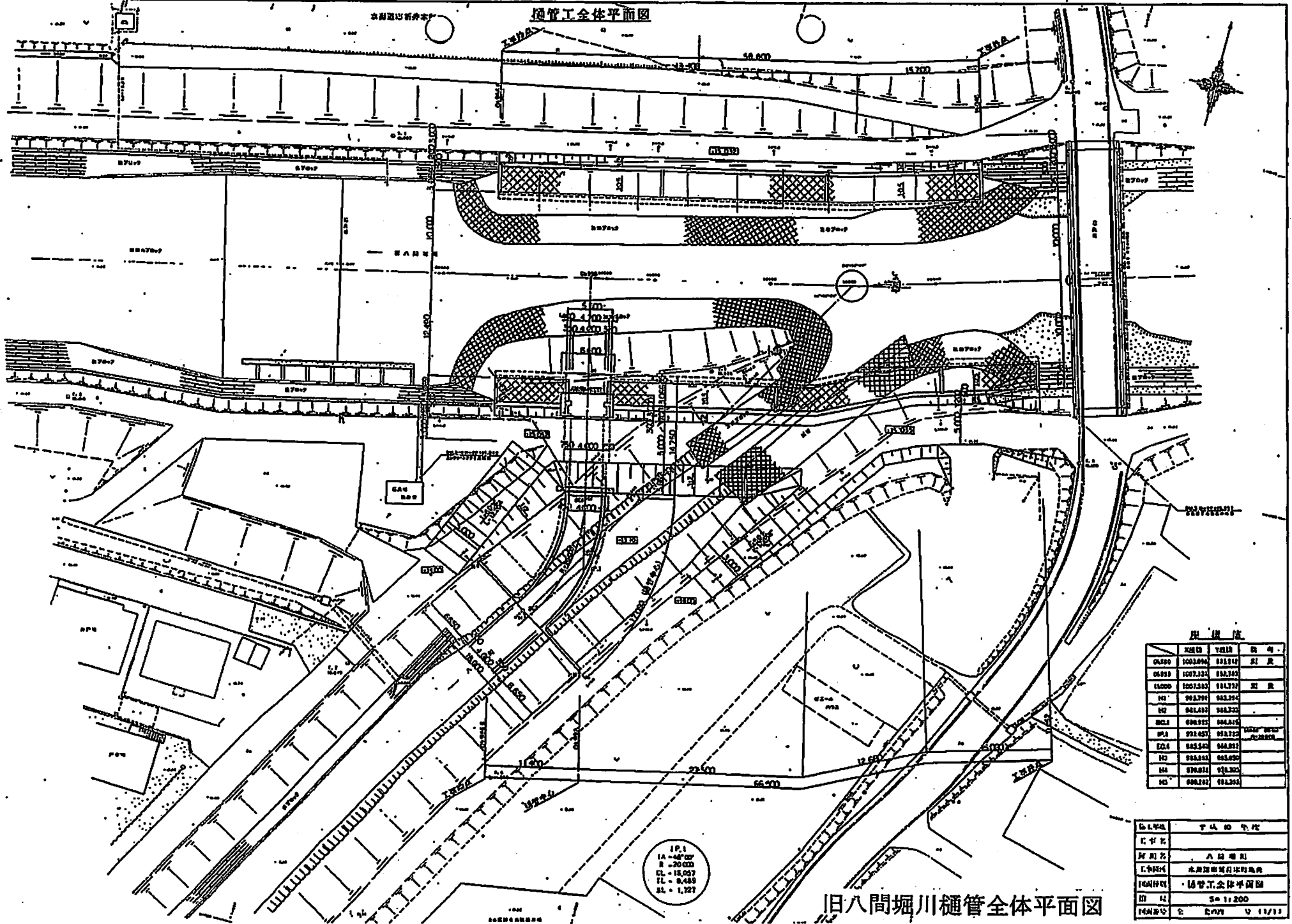
量水標の読み値は $12.50 - 8.99 = 3.51\text{m}$

2) 旧八間堀川樋管



※樋管の川表側、川裏側に量水標を設置する。

樋管工全体平面図



埋設地

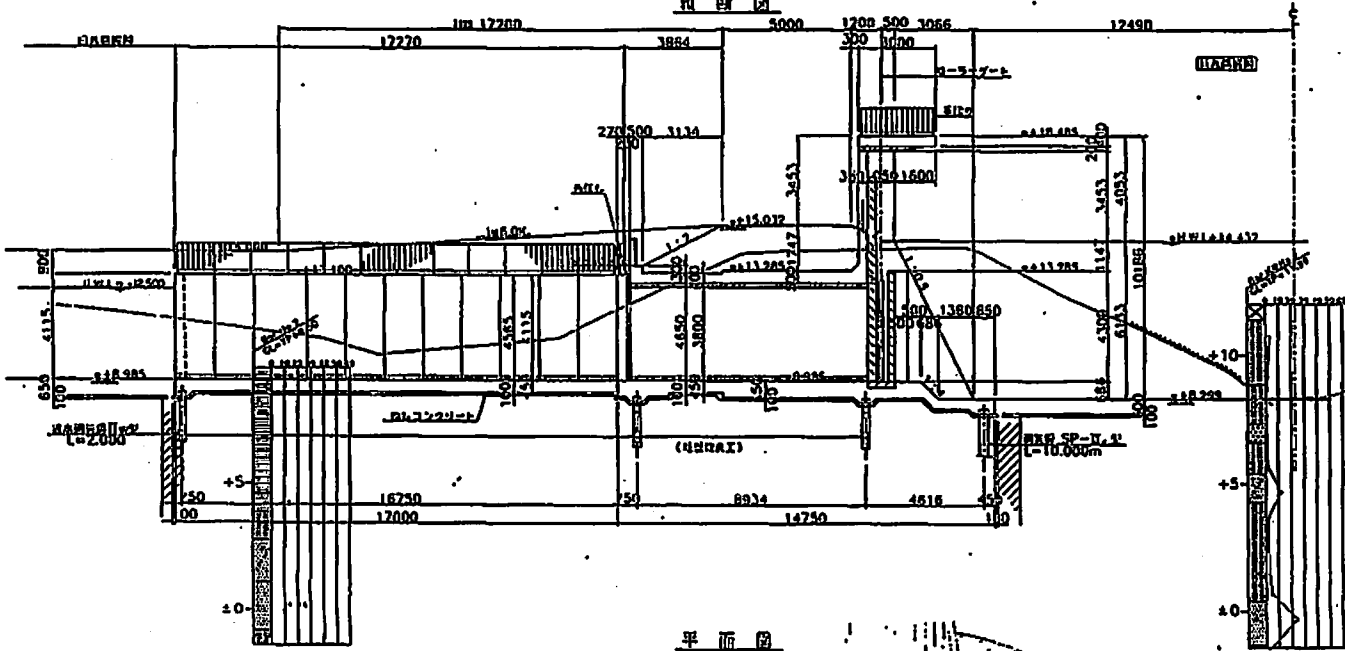
区画番号	Y座標	X座標	面積
04580	1033.076	111.113	11.11
04593	1007.333	112.113	11.11
11000	1007.333	112.113	11.11
111	983.791	112.113	11.11
112	983.791	112.113	11.11
113	983.791	112.113	11.11
114	983.791	112.113	11.11
115	983.791	112.113	11.11
116	983.791	112.113	11.11
117	983.791	112.113	11.11
118	983.791	112.113	11.11
119	983.791	112.113	11.11
120	983.791	112.113	11.11

1P.1
 1A = 48.000
 1B = 30.000
 1C = 15.000
 1D = 0.488
 1E = 1.127

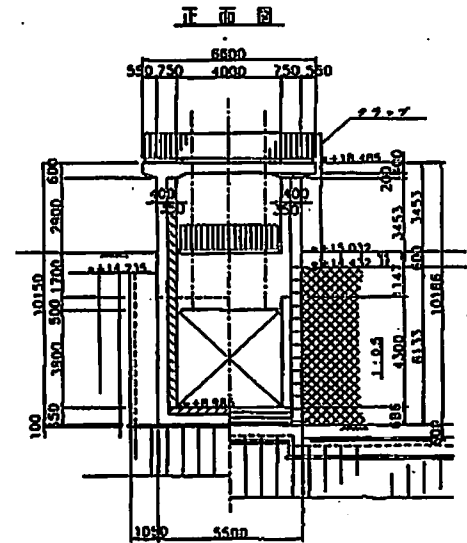
旧八間堀川樋管全体平面図

区画番号	Y座標	X座標
04580	1033.076	111.113
04593	1007.333	112.113
11000	1007.333	112.113
111	983.791	112.113
112	983.791	112.113
113	983.791	112.113
114	983.791	112.113
115	983.791	112.113
116	983.791	112.113
117	983.791	112.113
118	983.791	112.113
119	983.791	112.113
120	983.791	112.113

樋管一般図

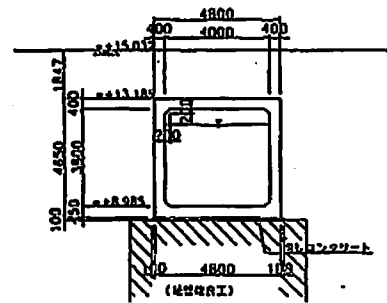


平面図

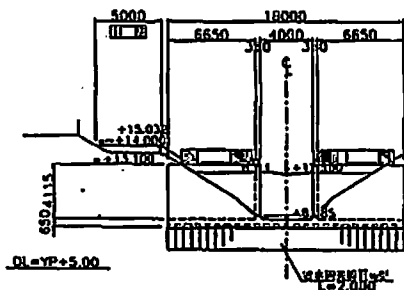


正面図

基礎断面図



旧八間堀川



DL=YP+5.00

図工事項	平成	年度
工事名		
河川名	1級河川八間堀川	
工事種別	水防施設(堀川)改修工事	
図面種別	構造一般図	
図尺	1/50	
図面番号	全 頁の内 第() / ()	

旧八間堀川樋管一般図

